

ぎふ清流G A P評価制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、持続可能な農業及び農業生産の基盤となる環境農業の実現を目指し、生産現場において食品安全、環境保全、労働安全等を確保する取り組みを推進するとともに、消費者の安心と信頼に応える農業者及び产地を育成することを目的とする「ぎふ清流G A P評価制度」を実施するにあたり必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 評価対象農産物

米、麦、野菜、果樹、茶、その他食用作物、花き、種苗、きのこ類

(2) 評価

農産物の生産に当たって、第4条に規定する評価に関する規準（以下、「評価規準」という。）及び第7条に規定する評価に関する要件（以下、「評価要件」という。）に基づき評価したことを知事が認め、証明することをいう。

(3) 農場評価証書

第2条第2号の評価により、知事が発行する証書をいう。

(4) 農場評価結果報告書

第2条第2号の評価の結果報告書のことをいう。

(5) 評価申請者

評価を受けようとする者をいう。

(6) 評価生産者

第2条第2号の評価により、知事が認め証明した生産者、組織等をいう。

(7) 農場評価員

農場の運営状況や生産組織の管理状況等を第4条に規定する評価規準に基づき評価する者をいう。農場評価員は、一般社団法人日本生産者G A P協会が管理・運営する「日本G A P規範」に基づく農場評価制度（以下、「G H評価制度」という。）における評価員教育プログラムを修了した者とする。

(判定委員会)

第3条 知事は、別に定めるところにより、判定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

2 前項の委員会においては、農場評価員が実施した農場評価結果の有効性について点

検、判定を行う

(評価規準)

第4条 知事は、別に定めるところにより、次の各号に定める評価規準を設定する。

- (1) ぎふ清流GAP農場評価規準（以下、「農場評価規準」という。）別表1
- (2) ぎふ清流GAP組織評価規準（以下、「組織評価規準」という。）別表2
- (3) ぎふ清流GAP施設評価規準（以下、「施設評価規準」という。）別表3

(申請者要件)

第5条 評価申請者は、県内に評価する農場、施設を有し、次の要件に該当するものとする。

- (1) 県内で農産物を生産する個人、個人が共同管理により生産を行う任意組織、法人又はそれらが組織する団体、県内の農業教育機関、若しくは県内の就農研修拠点であること。
 - (2) 前号における団体は、対象とする農産物に係る統一的な生産出荷基準を定め、当該基準の順守を管理する事務局を有すること。
- 2 前項の規定に関わらず、第14条の規定により評価を取り消され、その取り消し日から1年を経過しない生産者は、第6条の評価の申請を行うことができない。

(評価の申請)

第6条 評価申請者は、別に定めるところにより、関係書類を添えて評価申請者の主たる事業事務所、農業教育機関、就農研修拠点の所在地を所管する農林事務所長に申請するものとする。

- 2 農林事務所長は、農政部長へ進達する。
- 3 前項の規定に関わらず、きのこ類について農林事務所長は、林政部長へ進達し、林政部長は、農政部長へ評価について依頼する。

(評価要件)

第7条 知事は、評価申請者の取組みを、次の第1号から第3号のいずれかで評価したときは、当該申請者を評価生産者として認めるものとする。

- (1) 評価申請者が個人、農業法人、農業教育機関等の場合は、第4条第1項第1号の基準を評価する。
- (2) 評価申請者が生産組織、団体の場合は、第4条第1項第1号及び第2号の基準を評価する。
- (3) 調製・出荷施設、貯蔵施設等の共同利用施設を有する場合は、第1号又は第2号の要件を満たし、かつ、第4条第1項第3号の基準を評価する。

(評価、判定、農場評価証書の交付)

第8条 知事は、第6条の規定による申請があったときには、第7条の規定に基づき評価を行い、第3条の委員会において評価内容が適切であると判定した場合は、評価申請者に、農場評価結果報告書及び農場評価証書を交付する。

- 2 任意組織、団体が申請者の場合は、団体事務局及び団体に所属する生産者のうち当該申請に係るぎふ清流GAPに取り組む生産者数の平方根以上（少数点以下切り上げ）を満たす数の生産者を抽出し評価する。
- 3 知事は、第1項において改善の必要があると認めるときは、評価生産者に対して必要な措置を講じるよう指導することができるものとする。

(評価に係る評価登録料)

第9条 評価申請者は、評価の申請にあたり、評価に係る登録料を納めるものとする。

- 2 評価に係る手数料は、別に定めるものとする。

(農場評価証書の再交付)

第10条 評価生産者は、農場評価証書を適正に保管するとともに、農場評価証書を破損、汚損又は紛失等したときは、遅滞なく知事に届け出て、農場評価証書の再交付の申請をすることができる。

- 2 知事は、前項の規定により再交付の申請のあった評価生産者に対し、農場評価証書を再交付する。

(評価の有効期間)

第11条 評価の有効期間は、農場評価証書の発行日から3年が経過する年度末までとする。

(評価の更新)

第12条 評価生産者は、評価の有効期間が満了する日までに更新のための評価を受けることができるものとし、別に定めるところにより関係書類を添えて知事に提出する。

- 2 更新申請の提出期間は、別に定めるものとする。
- 3 知事は、前項における申請があったときには、第7条に基づき評価を行う。

(評価内容の変更)

第13条 評価生産者は、評価申請した内容に変更が生じた場合は、遅滞なく知事に届け出るものとする。

(評価の取消し)

第14条 知事は、評価生産者が次の各号のいずれかに該当する場合は、判定委員会の

意見を踏まえ、評価を取り消すことができる。

- (1) 評価生産者の取組みに法令違反等不適切な事実が確認され、かつ改善措置に従わない場合
- (2) 評価生産者の申請内容に虚偽が判明した場合
- (3) 評価生産者がロゴマークを不正に使用した場合
- (4) その他、評価生産者が本評価制度の信頼性を著しく損なう行為をした場合

(評価情報の公表)

第15条 知事は、制度の概要、評価基準及び掲載に同意した評価生産者等の情報について、県のホームページ等で公表する。

(表示方法)

第16条 評価生産者は、その取組みのPR及び評価を受けた農産物等に、ぎふ清流GAPロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という）を使用することができる。

- 2 ロゴマークは、前項に定められた取組みのPR及び農産物等以外に使用してはならない。
- 3 ロゴマークの規格、使用方法等については、別に定めるものとする。

(評価生産者の遵守事項)

第17条 評価生産者は、この要綱に定められた事項を遵守しなければならない。

- 2 評価生産者は、評価基準にある生産工程管理の実践を行い、1年に1回以上、自己点検及び団体の場合は内部点検を実施し、不適切な事項があれば改善を行うよう努めなければならない。
- 3 評価生産者は、この要綱の定めるところにより、知事の行う評価等に誠実に対応しなければならない。

(書類等の整備及び保管)

第18条 評価生産者は、評価を受けた取組みに関する書類を整備し、農場評価証書の発行日から3年間保管するものとし、知事の求めがあった場合にはこれを開示しなければならない。

- 2 知事は、評価結果、委員会における判定結果、議事録等関係書類を整備し、判定委員会を開催した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管する。

(一般社団法人 岐阜県農畜産公社が行う業務)

第19条 知事は、次の業務を一般社団法人岐阜県農畜産公社（以下、「公社」という）に依頼することができるものとする。

- (1) 第8条の規定による評価の実施に係る業務
- (2) 第9条の規定による評価登録料の徴収に係る業務
- (3) G A P指導員の育成に係る業務
- (4) その他G A P推進に必要な業務等

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、本制度の実施に必要な事項は農政部長が別に定めるものとする。

(評価申請の取下げ)

第21条 評価生産が評価の申請を取り下げようとする場合は、別に定めるところにより、評価申請者の主たる事業事務所、農業教育機関、就農研修拠点の所在地を所管する農林事務所長に申請するものとする。

2 農林事務所長は、農政部長へ進達する。

附 則

1 この要綱は、令和2年11月16日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年5月6日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年5月18日から施行する。